

2010年12月2日

国立大学法人大阪大学総長  
鷲田清一殿

大阪大学箕面地区教職員組合執行委員長

竹村景子



次の4つの問題について団体交渉を申し入れる

### 1. 大阪大学は旧外大教員に保証された65歳定年時の退職金を満額支払え

旧外大教員は、大阪外大で65歳を定年とする就業規則の下で働いていた。その諸権利は、統合後も包括的に保証される。また、法人化の時点で、外大教員の退職金は国が保証している。大阪大学は、65歳まで働く我々の退職金を満額支払う義務がある。なぜ、支払わないとするのか？その理由は何か？説明できるものなら、説明せよ。統合後も保障される私たちの権利を尊重すること。本来、我々が受け取るべき退職金を支払え。そうしない場合は、争う場を団体交渉から法廷に移す。

### 2. 大阪大学は外国人特任教員の帰国情費を支払うべきである

外国語学部の日本語を除く24専攻語の外国人の教員は、大阪外国语大学の時代から外国語教育には不可欠のネイティブ教員で、「客員教授」として着任していただいている。外大が阪大になっても、彼らの身分が外国人教師から特任教員となつても、外国語学部の教育の質を維持、発展させるという彼らの役割は変わらない。来日時の旅費と同様、帰国情費も大学が支払って当然である。

「私たちに難民になれといふのか！」と怒る外国人教員もいる。大阪大学にとって不名誉なことである。実際、外国人の教員は、賃金の一部を帰国情費に積み立てている。南米やアフリカに帰る教員にとっては、生活費を切り詰めることになる。賃金は生活に必要な代価である。大阪大学は、賃金は賃金、旅費は旅費としてそれぞれ支払わねばならない。

### 3. 大阪大学は事務補佐員の交通費を賃金とは別途支払うべきである

2の交渉事項と同様、賃金は賃金、交通費は交通費として支払われなければならない。交通費も含めて、高い時給を出しているという証明が通用する社会が、いったいどこにあるのか？賃金に含まれて支払われる交通費は、課税対象となる。賃金は賃金、交通費は交通費として別個に支払わねばならない。

#### **4. 大阪大学は駐車場を無料化するべきである**

たとえば、診察を受ける方が阪大病院に車で来る場合、駐車料金を支払う前に診察券カードを入れると無料になる。一方で、車による通勤を許可され、交通費も支給されている教職員が職場に車で来ると、駐車料金を支払わなければならない。我々教職員は、個人の都合で阪大に来るのはなく、働くために来ている。駐車料金を支払わなければならない理由がさっぱりわからない。大阪大学は、働くことを目的で阪大に来る我々教職員が駐車料金を支払う合理的な説明をしなければならず、それができない場合、駐車場を無料化しなければならない。